

平成27年10月

# マイナンバー

## の通知がはじまります。

### 社会保障・税番号 (マイナンバー) って何？



**1人ひとりを特定する番号が全ての住民に付番されます。**

- 年金や仕事、医療、福祉の社会保障、税と災害対策の分野で、マイナンバーを利用します。
- 市・区役所、年金事務所、税務署等で住民の方の手続きを統一した番号で行うことで、より迅速・正確・適正な行政サービスを行います。

平成27年10月から  
住民票の住所に  
マイナンバーの通知が  
届きます。



平成28年1月から順次  
税金・社会保障の手続きで  
マイナンバーカードを  
活用することにより利便性が向上します。

個人情報保護されます。



マイナンバーカード



平成28年1月交付スタート!

マイナンバーと本人の証明には  
マイナンバーカードをおすすめします。

マイナンバーのホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

公式twitter [https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)

マイナンバー制度についてのご質問は、

国のマイナンバー コールセンター

日本語

0570-20-0178

English

0570-20-0291

平日 9時30分～17時30分 (土日祝日、年末年始をのぞく)



マイナンバーって  
いつ使うの？

**法律と条例で定められた、  
社会保障・税に関する申請・届出**

- 年金の資格取得・請求・給付 雇用保険の資格取得・給付  
健康保険の加入脱退・一時金給付 児童手当の申請  
奨学金の申請 福祉分野の給付 生活保護  
確定申告書 源泉徴収票 扶養控除 支払調書
- 就職などの際の手続きに必要になります。

事業主及び従業員・  
ご家族に必要な対応

**従業員は勤務先を通じた申告、  
事業主は従業員等のマイナンバーの把握・管理**

- 全ての従業員は、源泉徴収・年金・健康保険の手続きの際にマイナンバーを事業主を通じて申告しなければいけません。
- その際、**マイナンバーカードの提示等**、マイナンバーが正しいこと及び本人であることを証明し、**事業主はその確認が必要**です。
- 事業主は、従業員等のマイナンバーを行政機関に正しく申告し、かつ厳格に管理することが求められます。

プライバシーの  
保護は大丈夫？

**より厳しい罰則と、国の第三者機関による指導・命令**

- 番号法では、他人のマイナンバーの不正入手、漏えい、他人への不当な提供、目的外のマイナンバーの利用を禁止しています。これに違反すると、今までより厳しい罰則が科せられます。
- マイナンバーを取り扱う国、地方自治体、民間事業者等に対して、国の第三者機関である特定個人情報保護委員会が、指導・命令する権限をもちます。

**番号通知カードとマイナンバーカード**

**番号通知カード**は、平成27年10月から順次、**住民票の住所宛**に送られる、マイナンバーをお知らせするカードです。数字12桁のマイナンバーと基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）が記載されています。マイナンバーカードを申請するときに必要なになりますので、**なくさないで下さい**。

**マイナンバーカード**は、平成28年1月から交付される顔写真付ICカードです。基本4情報とマイナンバーと顔写真が記載されている**公的な身分証明書**で公的個人認証（電子証明書）の機能が付いています。**マイナンバーと本人の証明には、様々な場面で利用できるマイナンバーカードをおすすめします**。

マイナンバーカードは、通知カードに同封される申請書に顔写真を添えて郵送又は、市役所②窓口で申し込むことができます。



美唄市のマイナンバーホームページ

<http://www.city.bibai.hokkaido.jp/2015/03/3994/>